

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 平成 30 年から変わる配偶者控除・配偶者特別控除

Q 平成 30 年から配偶者控除等が大きく変わると聞きましたが、このポイントはなんですか？夫が会社員、妻がパートの場合について教えてください。

### 解説

平成 29 年税制改正で配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。この適用は本年から開始されます。

#### 1. 現行の配偶者控除・配偶者特別控除

妻の年収が **103 万円以下**ならば、夫は配偶者控除として **38 万円の所得控除**を受けることができます。妻の年収が 103 万円を超えると、配偶者控除がなくなるかわりに配偶者特別控除が受けることができます。（ただし、妻の年収が **141 万円**以上になるまで段階的に減少し、141 万円を超えると 0 となります。）しかし、**夫の年収が 1220 万円以下（所得が 1000 万円以下）であることが条件**となります。

#### 2. 平成 30 年以降の取り扱い

改正のポイントは下記 2 点です。

1) 妻の年収が **150 万円以下**ならば配偶者特別控除の控除額が **38 万円**となります。（ただし、**夫の年収が 1,120 万円以下（所得が 900 万円以下）であることが要件**です。）そして、妻の年収が **201 万円**に達するまでは、控除額が段階的に減少するものの、配偶者特別控除を受けることができます。

2) 配偶者特別控除の控除額が夫の年収が **1,120 万円以下ならば 3~38 万円**、**1,170 万円以下ならば 2~26 万円**、**1,220 万円以下ならば 1~13 万円**となります。そして、**夫の年収が 1220 万円を超えると、妻に収入があろうがなかろうが、配偶者控除・配偶者特別控除ともに一切受けられなくなります。**

#### 3. 配偶者の扶養の扱いについて

夫の年収が **1,120 万円以下**で妻の見積りの所得が **85 万円以下**の場合、「**源泉控除対象配偶者**」として、毎月の給与支給時には控除対象となります。

### 要するに…

妻が働く際の税務上の「103 万円の壁」は、改善されましたが、**社会保険上の「130 万円の壁」や「106 万円の壁」は依然として残っています。**そのため、妻が働く際に自分の労働時間を調整することは、以前と変わらず残ったままであるといわざるを得ないでしょう。